

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和6年7月22日午後1時30分から令和6年第7回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は20名で次のとおりである。

| | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 第1番委員 | 坂井 聡 | 第11番委員 | 高橋 新一 |
| 第2番委員 | 小野まり子 | 第12番委員 | 佐藤 新浩 |
| 第3番委員 | 宮本 賢 | 第13番委員 | 佐藤 祝弘 |
| 第4番委員 | 倉田 和久 | 第14番委員 | 山路 和弘 |
| 第5番委員 | 渡辺 好章 | 第15番委員 | 小坂 倫充 |
| 第6番委員 | 松本 隆 | 第16番委員 | 岩野 悦子 |
| 第7番委員 | 高橋 重貴 | 第17番委員 | 小嶋 教三 |
| 第8番委員 | 及川 宏和 | 第18番委員 | 田口 敏 |
| 第9番委員 | 有住 寿哉 | 第19番委員 | 高橋 正則 |
| 第10番委員 | 高橋 義隆 | 第20番委員 | 菊地 成壽 |

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

| | |
|----------|--------|
| 事務局 長 | 関口 潤 |
| 事務局 長 補佐 | 高橋 真一郎 |
| 係 長 | 田尻 和稔 |
| 主 事 | 巴 春菜 |

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

| | |
|-------|----------------------------------|
| 報告第1号 | 農地の使用貸借に係る合意解約について |
| 報告第2号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について |
| 議案第1号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について |
| 議案第2号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について |
| 議案第3号 | 農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について |
| 議案第4号 | 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第5号 | 令和6年度金ヶ崎町農地パトロールの実施について |

4. 本会議の書記は次のとおりである。

| | |
|-----|-------|
| 係 長 | 田尻 和稔 |
| 主 事 | 巴 春菜 |

- 議 長 只今から令和6年第7回金ヶ崎町農業委員会会議を開会いたします。
時間 13時30分
- 議 長 只今の出席委員は、20名であります。
定足数に達しておりますので、金ヶ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。
- 議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、議事録署名人には5番渡辺好章員、6番松本隆委員を、書記には事務局を指名いたします。
- 議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。
- 議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長報告を求めます。
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】
報告が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。
- 議 務 局 長 日程第4、報告第1号農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。
事務局 説明を求めます。
【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。
日程第5、報告第2号農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします
事務局 説明を求めます。
【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 務 局 長 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 日程第 6、議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議についてを議題とします。

事務局 説明を求めます。

事 務 局 長 【事務局 朗読説明】

事 務 局 長 説明が終わりました。

第 1 2 番 委 員 これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

12 番、佐藤です。

2 番の案件ですが、譲受人が金ケ崎町から遠方の方ということで、経営面積については、町内の経営面積はゼロとなっています。遠方から金ケ崎町まで来て耕作する経営の形、内容等について、具体的などころがわかればお伺いしたいと思います。

事 務 局 12 番、佐藤委員のご質問にお答えします。

遠方の方がどのように町内で営農していくのかというご質問ですが、この方は、遠方にお住まいですが、以前から、作業受委託という形でこの農地を管理しています。

今回、譲渡人から、農地を手放したいという相談があり、今回の所有権移転の申請となりました。譲受人の方は、町内では作業受委託で農業を営んでいたもので、経営面積がゼロとなっていますが、北上市にも農地を所有しており、長年営農されています。

金ケ崎町で作業する際は、所有している運搬車で機械を運んで作業しています。

その他、トラクターや田植え機、草刈り機等も所有しています。また、将来的には息子さんが後継者として営農するということです。

議 長 その他、質疑ございませんか。

第 1 5 番 委 員 15 番小坂です。4 番の案件について質問です。譲受人の方は、会社も経営していますが、今回の申請は個人のもので、会社は関係ないということでしょうか。

また、耕作不便地であるにもかかわらず、隣接地を取得するようですが、具体的な場所がわかれば教えてください。

事 務 局 15 番、小坂委員のご質問にお答えします。

まず、場所についてですが、金ケ崎高校の近くにある一団の農地です。譲受人の田が 6 筆あり、こちらすべて [] に貸し付けしています。

その場所に譲渡人の方がお持ちの田がありますが、この場所に飛び地で一筆のみ所有しており、わざわざここまで来るのが不便であるということで、理由が耕作不便地となっています。

譲受人の方は、他の所有の田と同様に、 [] に貸し付けする予定のようです。

議 長 その他、質疑ございますか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、
 許可に賛成する委員の挙手を求めます。
 ——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。
 よって、当案件は、許可することに決定しました。

議 長 日程第7、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に
 対する意見の決定についてを議題とします。
 事務局 説明を求めます。

事務局 局長 【事務局 朗読説明】
 説明が終わりました。
 つづいて、現地調査の報告を求めます。
 番号1番の案件について12番佐藤浩幸委員より報告願います。
 第12番委員 12番、佐藤です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいた
 します。
 7月16日午前、南方地区の高橋義隆委員、山路和弘委員、事務局
 の田尻係長と現地確認に行ってきました。
 譲受人である[]が宅地分譲開発をするため、譲受人
 である[]さん所有の田を売買により取得し、転用しようとする
 ものです。
 農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市
 計画の用途地域に指定されており、第3種農地に該当することから、
 農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。
 一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額自
 己資金により実施できることを残高証明書により確認しています。
 また、周辺農地への被害防除措置としては、北側及び南側の道路の
 高さまで盛土整地し、転圧する。東側及び西側の農地との境界にはL
 型擁壁を設置し、農地へ崩落及び土砂の流出を防止する計画です。雨
 水排水については、当該地の中央に設置する位置指定道路の両脇に側
 溝を設置し、北側の道路側溝へ排水する。生活排水については、各分
 譲地からの排水を位置指定道路の下を經由して歩道下を通り、当該地
 の北側の道路下を通っている下水道に接続する計画になっていること
 から周辺への影響は、発生しないものと考えられます。
 以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は、許可
 相当であると判断いたしました。
 以上で現地調査の報告を終わります。

議 長 ご苦労様でした。
 つづいて、番号2番の案件について17番小嶋教三委員より報告願
 います。
 第17番委員 17番小嶋です。番号2番の案件について、現地調査の報告をいたし
 ます。
 7月16日午後、永岡地区の小野まり子委員、松本隆委員、高橋新

一委員と事務局の田尻係長と現地確認に行ってきました。

借受人である[]が、造園・育苗用の土採取のため、会社役員である土地所有者の[]さんから畑を借受け、3年間の一時転用をしようとするもので、すでに周辺地から土採取を行っていましたが、作業が完了したことから、引き続き土採取を行うため、今回の申請となったものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地のうち[]の畑は、農振計画の農用地区域内農地であり、申請地のうち[]及び[]の畑は、「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」であり、第1種農地となり、農地転用目的の例外規定である3年以内の「一時転用」に該当することから許可できるものと考えます。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額自己資金により実施することを金融機関の残高証明書により確認しております。

申請地周辺に農地はあるものの、境界から2メートル離れて採取を行うほか、泥・水等を出さないように沈殿池を設ける計画になっていることから、周辺農地への影響はないものと思われま

す。また、土採取完了後は、表土を戻して畑に復旧する計画になっていることから、一時転用は、許可相当であると判断いたしました。

以上で現地調査の報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

——討論なしのとき——

議 長

討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

——委員挙手——

議 長

挙手全員であります。

よって、本案は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長

日程第8、議案第3号農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局 説明を求めます。

事務局 局長

【事務局 朗読説明】

説明が終わりました。

つづいて、現地調査の報告を求めます。

番号1番の案件について11番高橋新一委員より報告願います。

第 1 1 番 委 員

11 番高橋です。番号 1 番の案件について、現地調査の報告をいたします。

7 月 16 日午後、永岡地区の小野まり子委員、松本隆委員、小嶋教三委員と事務局の田尻係長と現地確認に行ってきました。

申請地は、XXXXXXXXXXが畜舎 1 棟を建築するため、会社役員であるXXXXXXXXXXさん所有の田を使用貸借により転用する計画で、令和 6 年 4 月の農業委員会会議で許可相当の意見決定をし、令和 6 年 5 月 31 日付けで岩手県知事の許可を受け、事業実施を行う計画であったところです。

今回の事業計画の詳細については、畜舎の建築位置を約 5 メートル西側の宅地へずらすとともに、建築幅を 435 ミリメートル拡張して畜舎の建築面積を 442 平方メートルから 453.31 平方メートルに変更するものです。

現地を確認したところ、丁張等の整地作業の最中でありましたが、計画変更に伴い周辺農地等への影響は、発生しないものと考えられます。

また、変更後の事業計画は、変更前の事業計画に比べ、緊急性及び必要性が認められることから、計画変更は問題ないと判断いたしました。

以上で現地調査の報告を終わります。

議 長

ご苦労様でした。

これより、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 3 号農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について、承認相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

——委員挙手——

議 長

挙手全員であります。

よって、本案は、承認相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長

日程第 9、議案第 4 号金ケ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局 説明を求めます。

事 務 局 局長

【事務局 朗読説明】

説明が終わりました。

ここで、所有権移転番号 2 番の案件について 6 番松本隆委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。

- 第6番委員退席——
- 議 長 これより、所有権移転番号2番の案件について質疑に入ります。
質疑ございませんか。
- 議 長 ——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 長 ——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
所有権移転番号2番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 長 ——委員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案件は、原案のとおり決定しました。
6番松本隆委員の入席を許します。
- 議 長 ——第6番委員入席——
- 議 長 6番松本隆委員の案件については、原案のとおり決定しました。
それでは、議案第4号の所有権移転番号1番並びに利用権設定番号1番から2番の案件について、質疑に入ります。
質疑ございませんか。
- 議 長 ——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 長 ——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第4号金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 長 ——委員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は、原案のとおり決定しました。
- 議 長 日程第10、議案第5号令和6年度金ヶ崎町農地パトロールの実施についてを議題とします。
事務局 説明を求めます。
- 事 務 局 長 【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
これより、質疑に入ります。
質疑ございませんか。
- 議 長 ——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 長 ——なしの声あり——

- 議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第5号令和6年度金ヶ崎町農地パトロールの実施について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
———委員挙手———
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は、原案のとおり決定しました。
- 議 長 これで、本日の日程は、全部終了いたしました。
令和6年第7回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さまでした。

時間 14 時 25 分